介護サービス事業者自主点検表

（令和5年５月版）

訪問介護

及び

訪問介護相当サービス（第一号訪問事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 |  |
| 　電話番号 |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （運営指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課****〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１****甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口****TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889****e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和3年度及び令和4年度改正に係る部分です。

⑥　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑦　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑧　この自主点検表は、指定訪問介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問介護事業者が指定訪問介護相当サービス（指定第１号訪問事業）事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問介護の事業と指定訪問介護相当サービス（指定第１号訪問事業）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定訪問介護相当サービス（指定第１号訪問事業）についても指定訪問介護の運営基準等に準じて（原則、指定訪問介護を指定訪問介護相当サービス（指定第１号訪問事業）に読み替えて）一緒に自主点検してください。なお、指定訪問介護相当サービス（指定第１号訪問事業）に関する記載の部分は網掛にて表示してあります。

また、指定共生型訪問介護事業所については、「訪問介護」を「共生型訪問介護」に読み替えて点検してください。なお、明朝体で書かれた部分については、共生型訪問介護独自の基準等ですので、当該部分については、指定共生型訪問介護事業所のみ点検してください。

３　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成３１年３月２９日甲府市条例第４号） |
| 基準要綱 | 甲府市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年2月1日福第2号） |
| 実施要綱 | 甲府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月1日福第4号） |
| 法  | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行令 | 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 平11厚令37 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平27厚労告93 | 厚生労働大臣が定める１単位の単価（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９３号） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号） |
| 平24厚労告118 | 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成２４年３月１３日厚生労働省告示第１１８号） |
| 平24厚労告120 | 厚生労働大臣が定める地域（平成２４年３月１３日厚生労働省告示第１２０号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平27厚労告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 令3厚労令71 | 介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年３月１５日厚生労働省告示第７１号） |
| 令3厚労告72 | 介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年３月１５日厚生労働省告示第７２号） |
| 令3老認発0319 | 介護保険法施行規則第140 条の63 の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和３年３月１９日老認発０３１９第３号厚） |
| 平27厚労告92 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９２号） |
| 令3厚労令9 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号） |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） |

介護サービス事業者自主点検表　目　次

| 項目 | 内　　容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 |  |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 用語の定義 |  |
| 4 | 従業者の員数等 |  |
| 5 | 訪問介護相当サービス事業の人員基準 |  |
| 6 | 管理者 |  |
| 7 | 共生型訪問介護の人員基準 |  |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 8 | 設備及び備品等 |  |
| 9 | 訪問介護相当サービス事業の設備基準 |  |
| 10 | 共生型訪問介護の設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 11 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 12 | 提供拒否の禁止 |  |
| 13 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 14 | 受給資格等の確認 |  |
| 15 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 16 | 心身の状況等の把握 |  |
| 17 | 居宅介護支援事業者等との連携 |  |
| 18 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 19 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 20 | 居宅サービス計画等の変更の援助 |  |
| 21 | 身分を証する書類の携行 |  |
| 22 | サービスの提供の記録 |  |
| 23 | 利用料等の受領 |  |
| 24 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 25 | 訪問介護の基本取扱方針 |  |
| 26 | 訪問介護相当サービスの基本取扱方針 |  |
| 27 | 訪問介護の具体的取扱方針 |  |
| 28 | 訪問介護相当サービスの具体的取扱方針 |  |
| 29 | 訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点 |  |
| 30 | 訪問介護計画の作成 |  |
| 31 | 喀痰吸引等について |  |
| 32 | 同居家族に対するサービス提供の禁止 |  |
| 33 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 34 | 緊急時等の対応 |  |
| 35 | 管理者及びサービス提供責任者の責務 |  |
| 36 | 運営規程 |  |
| 37 | 介護等の総合的な提供 |  |
| 38 | 勤務体制の確保等 |  |
| 39 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 40 | 衛生管理等 |  |
| 40-2 | 新型コロナウイルス感染症対策 |  |
| 41 | 掲示 |  |
| 42 | 秘密保持等 |  |
| 43 | 広告 |  |
| 44 | 不当な働きかけの禁止 |  |
| 45 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 46 | 苦情処理 |  |
| 47 | 地域との連携等 |  |
| 48 | 事故発生時の対応 |  |
| 49 | 虐待の防止 |  |
| 50 | 会計の区分 |  |
| 51 | 記録の整備 |  |
| 52 | 共生型訪問介護の運営基準 |  |
| 第６ | 変更の届出等 |  |
| 53 | 変更の届出等 |  |
| 第７ | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 54 | 身体介護 |  |
| 55 | 生活援助 |  |
| 56 | 生活援助中心型の単位を算定する場合 |  |
| 57 | 身体介護と生活援助の混在 |  |
| 58 | 訪問介護相当サービス費の支給区分 |  |
| 59 | 訪問介護の所要時間 |  |
| 60 | 通院等乗降介助 |  |
| 61 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い |  |
| 62 | ２人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等 |  |
| 63 | 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い |  |
| 64 | 特定事業所加算 |  |
| 65 | 共生型訪問介護を行う場合 |  |
| 66 | 特別地域訪問介護加算 |  |
| 67 | 中山間地域等提供加算 |  |
| 68 | 緊急時訪問介護加算 |  |
| 69 | 初回加算 |  |
| 70 | 生活機能向上連携加算 |  |
| 71 | 認知症専門ケア加算 |  |
| 72 | 介護職員処遇改善加算 |  |
| 73 | 介護職員等特定処遇改善加算 |  |
| 74 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 |  |
| 75 | 訪問介護のサービス種類相互の算定関係 |  |
| 76 | 訪問介護相当サービスのサービス種類相互の算定関係 |  |
| 第８ | その他 |  |
| 77 | 介護サービス情報の報告及び公表 |  |

| 項　目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |
| 1一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項平11厚令37第3条第1項 |
|  | ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第2項平11厚令37第3条第2項 |
| （高齢者虐待の防止） | ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第3項平11厚令37第3条第3項 |
|  | ④　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条高齢者虐待防止法第2条 |
| 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】　ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）　ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。　オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |
|  | ⑤　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報していますか。 | はい・いいえ事例なし | 高齢者虐待防止法第７条・21条 |
|  | ⑥　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |
|  | ⑦　サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第4項平11厚令37第3条第4項 |
|  | ※　介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進についてサービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  | 平11老企25第3の一の3(1) |
|  | ⑧　暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第７０条第２項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | いない・いる | 条例第4条【独自基準（市）】 |
| 第２　基本方針 |
| 2基本方針 | 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第5条平11厚令37第4条 |
| 〔訪問介護の基本方針〕訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。 |  |
|  | 〔訪問介護相当サービスの基本方針〕訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  | 基準要綱第4平18厚労令35第4条（旧） |
| 第３　人員に関する基準 |
| 3用語の定義 | 【「常勤」（用語の定義）】当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所為低労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。　例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。　また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第６５条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定により、同条第２号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 平11老企25第2の2の(3) |
|  | ※　併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限ります。　　　同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 |  |  |
|  | 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）】原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企25第2の2の(4) |
|  | 【「常勤換算方法」（用語の定義）】　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員と看護師等を兼務する場合、訪問介護員の勤務延時間数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第１３条第１項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことが可能です。 |  | 平11老企25第2の2の(1) |
| 4従業者の員数等⑴訪問介護員等 | ①　事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で２．５人以上配置していますか。（前月の実績を枠内に記入してください。）常勤者の勤務すべき時間数時間常勤換算人訪問介護員等の勤務延時間数時間　　　　　　　　　　　 ÷　 　　　　　　　　　　　＝(例) （４週　計520ｈ）　 　（週40ｈ×４週＝160ｈ）　 （3.25→3.2人） | はい・いいえ | 条例第6条第1項平11厚令37第5条第1項 |
| ※　勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等についての勤務延時間数の算定は次のとおりとします。　ア　前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）　イ　当該訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間数（実態と乖離したものでないこと。） |  | 平11老企25第3の一の1(1)② |
| （共生型は項目７のとおり） | ②　訪問介護員等は、次のいずれかに定める者ですか。　　ア　介護福祉士　　イ　看護師、准看護師　　ウ　実務者研修修了者　　エ　介護職員初任者研修課程を修了した者　　オ　生活援助従事者研修を修了した者（生活援助中心型サービスのみに従事可能） | はい・いいえ | 法第8条第2項施行令第3条施行規則第22条の23介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平24老振発0328第9号）記の6 |
|  | ※　介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際（平成２５年４月１日）、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する１級課程及び２級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。　　また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 |  | 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平24老振発0328第9号）記の6 |
| ⑵サービス提供責任者（共生型は項目7のとおり） | ①　常勤の訪問介護員等であって、専ら訪問介護の職務に従事するもののうち、利用者の数が４０人又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としていますか。（直近の実績を枠内に記入してください。） 人前三月の実利用者数の平均　　　　　　　　人　　　　　　　　　　　　　　　　÷　40人　＝　　　　　（例）（70人）　　　　　　　　　　（2人…常勤のみの場合）（1.8…非常勤も含む場合） | はい・いいえ | 条例第6条第2項平11厚令37第5条第2項 |
| ※　利用者について当該事業者が法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する訪問介護相当サービス（第１号訪問事業）の指定事業者の指定を併せて受け、かつ、これらが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該訪問介護相当サービスの利用者を含みます。 |
|  | ※　サービス提供責任者の具体的取扱い　 ア　管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。　 イ　利用者の数については、前３月の平均値を用います。　　 　この場合、前３月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、３で除した数とします。　　　 なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定します。　ウ　通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、０．１人として計算します。 |  | 条例第6条第3項平11厚令37第5条第3項平11老企25第3の一の1(2)① |
|  | ※　利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされましたが、その具体的取扱いは次のとおりです。　　　なお、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所において定められている勤務時間が、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の２分の１以上に達している者でなければなりません。 |  | 平11老企25第3の一の1(2)② |
|  | 　ア　利用者の数が４０人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができます。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を４０で除して得られた数（小数第１位に切り上げた数）以上とします。 |  |  |
|  | 　イ　アに基づき、常勤換算方法とする事業所については、次に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置してください。 |  |  |
|  | 　　ａ　利用者の数が４０人を超え、２００人以下の事業所　　　　常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から１人を減じて得られる数以上 |  |  |
|  | 　　ｂ　利用者の数が２００人を超える事業所　　　　常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数の３分の２（１の位に切り上げた数）以上 |  |  |
|  | ②　次の要件をすべて満たす事業所において、①の規定にかかわらず、サービス提供責任者を利用者の数が５０人又はその端数を増すごとに１人以上としていますか。 | はい・いいえ | 条例第6条第5項平11厚令37第5条第5項平11老企25第3の一の1(2)③ |
|  | ア　常勤のサービス提供責任者を３人以上配置していること。　イ　サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置していること。　ウ　サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていること。 |
|  | ※　イの「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が１月あたり３０時間以内であることをいいます。 |
|  | ※　ウの「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものです。・ 　訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。・ 　利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。・　 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。　 この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、①の規定に関わらず、別に示されたサービス提供責任者数(平11老企25の別表１を参照。)を配置するものとします。 |  |  |
|  | ③　サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する専従で常勤の職員から選任していますか。 | はい・いいえ | 条例第6条第4項平11厚令37第5条第4項平11老企25第3の一の1(2)④平24厚労告118 |
|  | 　ア　介護福祉士　イ　看護師等（看護師、准看護師）　ウ　実務者研修修了者　エ　旧介護職員基礎研修課程を修了した者　オ　訪問介護に関する旧１級課程を修了した者 |  |
|  | ※　同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者については、それぞれの事業所における常勤要件を満たします。 |  | 平11老企25第3の一の1(2)④ロ |
| 5訪問介護相当サービス事業の人員基準 | 項目4と同様の基準を満たしていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第5平18厚労令35第5条（旧） |
| ※訪問介護相当サービス事業者が訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、利用者の数には、指定訪問介護の利用者を含みます。 |
| 6　管理者 | 事業所ごとに専従で常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第7条 |
| （共生型は項目7のとおり） | ※　次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。　　なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。　　ア　当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合　　イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 |  | 平11厚令37第6条平11老企25第3の一の1(3) |
| 7共生型訪問介護の人員基準 | ①　指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該事業所の利用者数とした場合に、当該事業所として必要とされる数以上配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第1号平11厚令37第39条の2平11老企25第3の一の4(1)① |
| ②　サービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上としていますか。 | はい・いいえ | 条例第45条準用（第6条第2項）平11厚令37第39条の3準用（第5条第2項）平11老企25第3の一の4(1)② |
|  | ※　共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 |  |
|  | ※　サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たします。 |  |
|  | ③　事業所ごとに専従で常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第45条準用（第7条）平11厚令37第39条の3準用（第6条）平11老企25第3の一の4(1)③ |
|  | ※　共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。 |  |
|  | ※　次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。ア　当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合　 イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 |  |
| 第４　設備に関する基準 |
| 8設備及び備品等（共生型は項目10のとおり） | ①　事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第8条第1項平11厚令37第7条平11老企25第3の一の2(1) |
| ※　事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  |
|  | ※　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとします。 |  | 平11老企25第3の一の2(2) |
|  | ②　訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。 | はい・いいえ | 条例第8条第1項平11老企25第3の一の2(3) |
|  | ※　それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |  |
| 9訪問介護相当サービス事業の設備基準 | 　項目8と同様の基準を満たしていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第7平18厚労令35第7条（旧） |
| 10共生型訪問介護の設備基準 | 　指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の一の4(2) |
| 第５　運営に関する基準（★訪問介護相当サービス・共生型訪問介護も点検してください。） |
| 11内容及び手続きの説明及び同意 | 　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第9条第1項平11厚令37第8条第1項 |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。　ア　運営規程の概要　イ　訪問介護員等の勤務体制　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　　等 |  | 平11老企25第3の一の3(2) |
|  | ※　同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認してください。 |  |
|  | ※　パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。 |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(19)① |
| 12提供拒否の禁止 | 　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない・いる | 条例第10条平11厚令37第9条 |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。 |  | 平11老企25第3の一の3(3) |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  |  |
| 13サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第11条平11厚令37第10条平11老企25第3の一の3(4) |
| 14受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例第12条第1項平11厚令37第11条 |
|  | ②　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第12条第2項 |
| 15要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第13条第1項平11厚令37第12条平11老企25第3の一の3(6) |
|  | ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第13条第2項 |
| 16心身の状況等の把握 | 　サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第14条平11厚令37第13条 |
| 17居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下この点検表において「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第15条第1項平11厚令37第14条 |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第15条第2項 |
| 18法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第16条平11厚令37第15条平11老企25第3の一の3(7） |
| ※　利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときとは、利用申込者が居宅介護支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出ていない、または当該サービスが居宅サービス計画の対象となっていないときです。 |  | 施行規則第64条 |
| 19居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 　居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第17条平11厚令37第16条 |
| 20居宅サービス計画等の変更の援助 | 　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。  | はい・いいえ | 条例第18条平11厚令37第17条 |
| ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  | 平11老企25第3の一の3(8) |
|  | ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行わなければなりません。 |  |  |
| 21身分を証する書類の携行 | 訪問介護員等に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | はい・いいえ | 条例第19条平11厚令37第18条 |
| ※　当該証書等には、当該訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平11老企25第3の一の3(9) |
| 22サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第20条第1項平11厚令37第19条 |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 平11老企25第3の一の3(10)① |
|  | ※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。　ア　訪問介護の提供日　イ　サービスの内容（例えば身体介護、生活援助、通院等乗降介助の別）　ウ　保険給付の額　エ　その他必要な事項 |  |  |
|   | ②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第20条第2項 |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです　・　サービスの提供日　・　具体的なサービスの内容　・　利用者の心身の状況　・　その他必要な事項 |  | 平11老企25第3の一の3(10)② |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は５年間保管しなければなりません。 |  | 条例第４３条第２項【独自基準（市）】 |
| 23利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第21条第1項平11厚令37第20条 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第21条第2項 |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(11)② |
|  | 　ア　利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。　ウ　会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。 |  |  |
|  | ③　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第21条第3項 |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  | 平11老企25第3の一の3(11)③ |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第21条第4項平11老企25第3の一の(11)④ |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第41条第8項 |
|  | ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | はい・いいえ | 施行規則第65条 |
| ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。〔参考〕「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） |
| ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 |
| 24保険給付の請求のための証明書の交付　 | 　法定代理受領サービスに該当しない訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第22条平11厚令37第21条平11老企25第3の一の3(12) |
| 25訪問介護の基本取扱方針 | ①　訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第23条第1項平11厚令37第22条 |
| ②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第23条第2項 |
|  | ※　提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図ってください。 |  | 平11老企25第3の一の3(13)① |
| 26訪問介護相当サービスの基本取扱方針 | ①　訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。　 | はい・いいえ | 基準要綱第38第1項平18厚労令35第38条（旧） |
| ②　自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第38第2項 |
|  | ③　サービス提供に当たり利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第38第3項 |
|  | ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第38第4項 |
|  | ⑤　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第38第5項 |
| 27訪問介護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第24条第1号平11厚令37第23条 |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第24条第2号 |
|  | ③　介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第24条第3号 |
|  | ※　常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。 |  | 平11老企25第3の一の(13)② |
|  | ④　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第24条第4号 |
| 28訪問介護相当サービスの具体的取扱方針 | ①　サービスの提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第1項平18厚労令35第39条（旧） |
| ②　サービス提供責任者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第2項 |
|  | ③　訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第3項 |
|  | ④　サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第4項 |
|  | ※　交付した訪問介護相当サービス計画は、５年間保存しなければなりません。 |  | 基準要綱第37第2項 |
|  | ⑤　サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第5項 |
|  | ⑥　サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第6項 |
|  | ⑦　訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第7項 |
|  | ⑧　訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第8項 |
|  | ⑨　サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第9項 |
|  | ⑩　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第10項 |
|  | ⑪　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第11項 |
| ⑫　①から⑩は、訪問介護相当サービス計画の変更の際も行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第12項 |
| 29訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点 | 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。　 | はい・いいえ | 基準要綱第40第平18厚労令35第40条（旧） |
| ア 　サービス提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。イ 　事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。 |  |
| 30訪問介護計画の作成 | ①　サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第25条第1項平11厚令37第24条 |
|  | ※　訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしてください。 |  | 平11老企25第3の一の3(14)① |
|  | ※　訪問介護計画には、次の内容を明らかにしてください。　ア　援助の方向性や目標　　　　　　　　　イ　担当する訪問介護員等の氏名　ウ　サービスの具体的内容　　　　　　　 　エ　所要時間　オ　日程 等 |  | 平11老企25第3の一の3(14)① |
|  | ②　訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第25条第2項 |
|  | ※　訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25第3の一の3(14)② |
|  | ③　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第25条第3項 |
|  | ※　サービス提供責任者は、訪問介護の実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行ってください。 |  | 平11老企25第3の一の3(14)③ |
|  | ④　サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第25条第4項 |
|  | ※　交付した訪問介護計画は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第４３条第２項【独自基準（市）】 |
|  | ⑤　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第25条第5項 |
|  | ⑥　①～④は、訪問介護計画の変更の際も行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第25条第6項 |
|  | ⑦　サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の一の3(14)⑤ |
|  | ⑧　訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の一の3(14)⑥ |
|  | ※　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえたものです。 |  | 平11年厚令38第13条第12号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準） |
| 31喀痰吸引等について（該当事業所のみ記入してください） | ①　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | はい・いいえ事例なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3同法施行規則第26条の2、第26条の3平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係） |
| ②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はい・いいえ |
|  | ③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。　　□ 医師の指示書が保管されている。　　□ 指示書は有効期限内のものとなっている。（有効期限は６か月） | はい・いいえ |
|  | ④　 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑤ 　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑥　 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑦　 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑧ 　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑨　 たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | はい・いいえ |  |
| 32同居家族に対するサービス提供の禁止 | 　訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせていませんか。 | いない・いる事例なし | 条例第26条平11厚令37第25条 |
| 33利用者に関する市町村への通知 | 　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。　ア　正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | いない・いる事例なし | 条例第27条平11厚令37第26条平11老企25第3の一の3(15) |
| 34緊急時等の対応 | 　訪問介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第28条平11厚令37第27条平11老企25第3の一の3(16) |
| 35管理者及びサービス提供責任者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第29条第1項平11厚令37第28条 |
| ②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第29条第2項 |
| ③　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第29条第3項 |
|  | 　ア　訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。　イ　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。　ウ　居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。　エ　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。　オ　訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。　カ　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。　キ　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。　ク　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。　ケ　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 |  |  |
|  | ※　複数のサービス提供責任者を配置する事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも１人のサービス提供責任者が当該業務のすべてを行う必要はありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(17) |
|  | ※　上記③ウにおいて、サービス提供責任者は居宅介護支援事業者等に対して、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされていますが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えありません。　　　必要な情報の内容については、例えば、　・　薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している。　・　薬の服用を拒絶している。　・　使いきらないうちに新たな薬が処方されている。　・　口臭や口腔内出血がある。　・　体重の増減が推測される見た目の変化がある。　・　食事量や食事回数に変化がある。　・　下痢や便秘が続いている。　・　皮膚が乾燥していたり湿疹等がある。　・　リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない。等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられますが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとします。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しておくことが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければなりません。 |  |  |
|  | ※　平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事することができる生活援助従事者研修修了者が従事するようになることから、当該研修修了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどのOJT を通じて支援を行うこととします。また、緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導しておくこととします。　　　さらに、生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行うこととします。具体的には、生活援助中心型のみ利用している利用者に対する指定訪問介護に従事させることなどが考えられます。 |  | 平11老企25第3の一の3(18) |
| 36運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　ウ　営業日及び営業時間　エ　訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額　オ　通常の事業の実施地域　カ　緊急時等における対応方法　キ　虐待の防止のための措置に関する事項　ク　その他運営に関する重要事項 | はい・いいえ | 条例第30条平11厚令37第29条 |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(19)① |
|  | ※　エの「訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものです。 |  | 平11老企25第3の一の3(19)② |
|  | ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問介護に係る利用料（1定割、2割又は3割負担）及び法代理受領サービスでない訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 平11老企25第3の一の3(19)③ |
|  | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて訪問介護が行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(18)④ |
|  | ※　キの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。なお、虐待防止に係る措置は、令和６年３月３１日まで努力義務（令和６年４月１日より義務化）。 |  | 平11老企25第3の一の3(19)⑤ |
|  | ※　同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(19) |
| 37介護等の総合的な提供 | 　訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏っていませんか。 | いない・いる | 条例第31条平11厚令37第29条の2 |
|  | ※　「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当します。 |  | 平11老企25第3の一の3(20) |
|  | ※　通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければなりません。 |  |  |
| 38勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①　労働契約の期間に関する事項②　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④　始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤　賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事　　　項⑥　退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦　昇給の有無（※）　　⑧退職手当の有無（※）⑨　賞与の有無（※）　　⑩相談窓口（※）※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。　　 |  |
| ②　利用者に対し適切な訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第32条第1項平11厚令37第30条 |
|  | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にする必要があります。 |  | 平11老企25第3の一の3(21)① |
|  | ③　当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第32条第2項 |
|  | ※　当該事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。なお、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。 |  | 平11老企25第3の一の3(21)② |
|  | ④　訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第32条第3項 |
|  | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 平11老企25第3の一の3(21)③ |
|  | ⑤　適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第32条第4項 |
|  | ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。　 |  | 平11老企25第3の一の3(21)④ |
|  | 　ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第６１５号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。ａ　　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | 　イ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第２４号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となりました。適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。 |  |  |
| 39業務継続計画の策定等 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第3条 |
| ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第32条の2第1項平11厚令37第30条の2 |
| ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してくださいア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携 |  | 平11老企25第3の一の3(22)② |
|  | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。 |  |  |
|  | ②　訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第32条の2第2項 |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(22)③ |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  | 平11老企25第3の一の3(22)④ |
|  | ※　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 |  | 平11老企25第3の一の3(22)① |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第32条の2第3項 |
| 40衛生管理等 | ①　訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。　 | はい・いいえ | 条例第33条第1項平11厚令37第31条 |
|  | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  | 労働安全衛生法第66条労働安全衛生規則第44条1項、第44条2項 |
|  | ※　訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。 |  | 平11老企25第3の一の3(23)① |
|  | ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
|  | ②　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第33条第2項 |
|  | ③　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。　　 |  | 条例第33条第3項平11老企25第3の一の3(23)② |
|  | 【努力義務】当該事項の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第4条 |
|  | ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第33条第3項第1号 |
|  | ※　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 |  | 平11老企25第3の一の3(23)②イ |
|  | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
|  | イ　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第33条第3項第2号 |
|  | ※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してしください。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 平11老企25第3の一の3(23)②ロ |
|  | ウ　事業所において、訪問介護員等に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第33条第3項第3号 |
|  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 |  | 平11老企25第3の一の3(23)②ハ |
|  | ※　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  |  |
| 40-2新型コロナウイルス感染症対策 | ①　事業所における取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（令和2年4月7日　事務連絡） |
| ア　感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進イ　積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備（直近2週間） |  |
|  | ②　職員の取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ |
|  | ア　「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改定版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底イ　出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底ウ　感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応エ　職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底 |  |
|  | ③　ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ |
|  | ※　サービスの提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時には以下の点に留意してください。ア　保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続イ　基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うウ　サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底し、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫エ　可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応 |  |
|  | ※　新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。 |  |
| 41掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はい・いいえ | 条例第34条第1項平11厚令37第32条 |
|  | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、訪問介護員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。 |  | 平11老企25第3の一の3(24)① |
|  | ※　次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。イ　訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。 |  | 条例第34条第2項平11老企25第3の一の3(24)② |
| 42秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第35条第1項平11厚令37第33条 |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第35条第2項 |
|  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。 |  | 平11老企25第3の一の3(25)② |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第35条第3項 |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 平11老企25第3の一の3(25)③ |
|  | ④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) |
|  | ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 |  |  |
| 43広告 | 　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いない・いる | 条例第36条平11厚令37第34条 |
| 44不当な働きかけの禁止 | 　居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は利用者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはいませんか。 | いない・いる | 条例第37条平11厚令37第34条の2 |
|  | ※　居宅介護支援事業者に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定訪問介護事業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものです。　　　具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるような場合が該当します。 |  | 平11老企25第3の一の3(26) |
| 45居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第38条平11厚令37第35条平11老企25第3の一の3(27) |
| 46苦情処理 | ①　サ－ビスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第39条第1項平11厚令37第36条 |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |  | 平11老企25第3の一の3(28)① |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第39条第2項 |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 平11老企25第3の一の3(28)② |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第43条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会（運営指導）に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第39条第3項平11老企25第3の一の3(28)③ |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条第4項 |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条第5項 |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条第6項 |
| 47地域との連携等 | ①　利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第40条第1項平11厚令37第36条の2 |
| ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  | 平11老企25第3の一の3(29）① |
|  | ②　訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護の提供を行うように努めていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第40条第2項 |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。 |  | 平11老企25第3の一の3(29）② |
| 48事故発生時の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第41条第1項平11厚令37第37条 |
|  | ②　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の一の3(30)① |
|  | ③　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第41条第2項 |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第43条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ④　利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第41条第3項 |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | 平11老企25第3の一の3(30)② |
|  | ⑤　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | はい・いいえ事例なし | 平11老企25 第3の一の3(30)③ |
| 49虐待の防止 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第2条 |
| 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |  | 平11老企25 第3の一の3(31) |
| ⑴　虐待の未然防止事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
| ⑵　虐待等の早期発見従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 |  |  |
| ⑶　虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 |  |  |
| 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 |  |  |
| ①　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第41条の2第1号平11厚令37第37条の2 |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  | 平11老企25 第3の一の3(31)① |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 |  |  |
|  | ※　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第41条の2第2号 |
|  | ※　指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企25 第3の一の3(31)② |
|  | ③　訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか | はい・いいえ | 条例第41条の2第3号 |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平11老企25 第3の一の3(31)③ |
|  | ④　①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第41条の2第4号 |
|  | ※　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 |  | 平11老企25 第3の一の3(31)④ |
| 50会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第42条平11厚令37第38条 |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年３月１０日老計第８号）　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年３月２８日 老振発第１８号）　ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） |  | 平11老企25第3の一の3(32) |
| 51記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第43条平11厚令37第39条条例第43条第2項【独自基準（市）】 |
| ②　利用者に対する訪問介護の提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。　ア　訪問介護計画　イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録　ウ　市町村への通知（項目34参照）に係る記録　エ　苦情の内容等の記録　オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | はい・いいえ |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 |  | 平11老企25第3の一の3(33) |
| 52共生型訪問介護の運営基準 | 　共生型訪問介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第2号平11厚令37第39条の2第1項第2号平11老企25第3の一の4(3） |
| 第６　変更の届出等 |
| 53変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ事例なし | 法第75条第1項施行規則第131条 |
| ※　集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 |  |  |
| ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月１５日までに届出が必要です。 |  | 平12老企36第一の1(5) |
| ②　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ事例なし | 法第75条第2項 |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い |
|  | ※　訪問介護の区分訪問介護の区分については、身体介護が中心である場合（身体介護中心型）、生活援助が中心である場合（生活援助中心型）の２区分とされましたが、これらの型の適用に当たっては、１回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するような場合について、全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定します。この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意してください。例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、当該配下膳の行為だけをもってして「生活援助」の１つの単独行為として取り扱いません。 |  | 平12老企36第2の2(2) |
|  | いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を　ア　比較的手間のかからない体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助（寝床から起こす介助）、就寝介助（寝床に寝かす介助）等の「動作介護」　イ　ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」　ウ　さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」　 に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定するものです。 |  |  |
|  | 〔身体介護中心型の所定単位数が算定される場合〕　・　専ら身体介護を行う場合　・　主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合　(例)　簡単な調理の後（５分程度）、食事介助を行う（５０分程度）場合（所要時間３０分以上１時間未満の身体介護中心型）〔生活援助中心型の所定単位数が算定される場合〕　・　専ら生活援助を行う場合　・　生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合　(例)　利用者の居室から居間までの移動介助を行った後（５分程度）、居室の掃除（３５分程度）を行う場合（所要時間２０分以上４５分未満の生活援助中心型）　なお、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できません。 |  |  |
| 54身体介護 | 　利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助で、１人の利用者に対して訪問介護員等が１対１で行う訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19別表1の注2平12老企36第2の2(1) |
|  | ※　具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為（例：声かけ・説明→訪問介護員等自身の手洗等→利用者の手拭き、エプロンがけ等の準備→食事姿勢の確保→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食介助→食後安楽な姿勢に戻す→気分の確認→食べこぼしの処理→エプロン・タオルなどの後始末・下膳など）が該当するものであり、具体的な運用に当たっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取扱いとしてください。（具体的な取扱いは「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年３月17日老計第10号（H30.3.30最終改正））を参照してください。） |  | 平12老企36第2の2(1) |
|  | ※　「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言をいいます。 |  | 平12老企36第2の2(1) |
|  | ※　社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所が、訪問介護として行うたんの吸引等に係る報酬上の区分については「身体介護」として取り扱います。 |  | 平12老企36第2の2(1) |
|  | ※　特別な事情により、複数の利用者に対して行う場合は、１回の身体介護の所要時間を１回の利用者の人数で除した結果の利用者１人当たりの所要時間が「57訪問介護の所要時間」の要件を満たすことが必要です。 |  | 平12老企36第2の2(1) |
| 55生活援助 | 　単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者に対して行われるもの）が中心である訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19別表1の注3 |
|  | ※ 「生活援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされましたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないので留意してください。 |  | 平12老企36第2の2(1) |
|  | 【一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例】①　商品の販売や農作業等生業の援助的な行為②　「直接本人の援助」に該当しない行為　ア　主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為　　・　利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し　　・　主として利用者が使用する居室等以外の掃除　　・　来客の応接（お茶、食事の手配等）　　・　自家用車の洗車・清掃　等③　「日常生活の援助」に該当しない行為　ア　訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為　　・　草むしり　　・　花木の水やり　　・　犬の散歩等ペットの世話　等　イ　日常的に行われる家事の範囲を超える行為　　・　家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え　　・　大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ　　・　室内外家屋の修理、ペンキ塗り　　・　植木の剪定等の園芸　　・　正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 |  | 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平12老振76) |
| 56生活援助中心型の単位を算定する場合 | 　居宅サービス計画に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針が明確に記載されている場合に「生活援助中心型」の訪問介護を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(6) |
| ※　「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされましたが、これは、障がい、疾病のほか、障がい、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合も含みます。 |  | 平12老企36第2の2(6) |
| 57身体介護と生活援助の混在 | 　身体介護と生活援助が混在する場合、身体介護に生活援助を加算する方式で算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19別表1の注5 |
| 　居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分して、それに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(3) |
|  | ※　身体介護中心型の単位数に生活援助が２０分以上で６７単位、４５分以上で１３４単位、７０分以上で２０１単位を加算する方式となりますが、１回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービス提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもかまいません。 |  | 平12老企36第2の2(3) |
|  | (例)　寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合 |  |  |
|  | (具体的な取扱い)　　「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に次のいずれかの組み合わせを算定　　ア　身体介護中心型２０分以上３０分未満（２５０単位）　　　　＋生活援助加算４５分（１３４単位）　　イ　身体介護中心型３０分以上１時間未満（３９６単位）　　　　＋生活援助加算２０分（６７単位） |  |  |
|  | ※　２０分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数の加算を行うことはできません（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）。 |  | 平12老企36第2の2(3) |
| 58訪問介護相当サービス費の支給区分 | 利用者に対して、訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 実施要綱第6第1項第1号令3厚労告72別表1注１イロハ |
| ※　訪問介護相当サービス費（１月につき）ア　訪問型独自サービス費(Ⅰ)　１，１７６単位　　介護予防サービス計画において１週に１回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた利用者に対して訪問介護相当サービスを行った場合イ　訪問型独自サービス費(Ⅱ)　２，３４９単位　　介護予防サービス計画において１週に２回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた利用者に対して訪問介護相当サービスを行った場合ウ　訪問型独自サービス費(Ⅲ)　３，７２７単位　　介護予防サービス計画において上記イに掲げる回数の程度を超える訪問介護相当サービスが必要とされた利用者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年厚生省令第５８号）第２条第１項第２号に掲げる区分である者に限る。）に対して訪問介護相当サービスを行った場合 |  |
|  | ※　生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定できません。 |  | 令3厚労告72別表1注2 |
| 59訪問介護の所要時間 | ①　訪問介護の所要時間については、実際に行われた訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間を所要時間として、所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19別表1の注1平12老企36第2の2(4)① |
|  | ②　所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定すべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(4)② |
|  | ③　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が①により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(4)③ |
|  | ※　具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態（例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は45分、実績は20分の場合）が１カ月以上継続する等、常態化している場合等が該当します。 |  |  |
|  | ④　前回提供した訪問介護からおおむね２時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算して算定していますか。（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除きます。） | はい・いいえ該当なし | 平12老企36第2の2(4)④ |
|  | ※　訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に１回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではありません。 |  | 平12老企36第2の2(4)④ |
|  | ※　以下の⑧については、上記の規定に関わらず、２０分未満の身体介護中心型について、前回提供した訪問介護から２時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定するものとします。（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。） |  | 平12老企36第2の2(4)④ |
|  | ⑤　所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない場合であっても、複数回にわたる訪問介護を一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して１回の訪問介護として算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12老企36第2の2(4)⑤ |
|  | ※　例えば、午前に訪問介護員等が診察券を窓口に提出し（所要時間２０分未満）、昼に通院介助を行い、午後に薬を受け取りに行く（所要時間２０分未満）とした場合には、それぞれの所要時間は２０分未満であるため、それぞれを生活援助（所要時間２０分以上４５分未満）として算定できませんが、一連のサービス行為（通院介助）とみなして所要時間を合計し、１回の訪問介護（身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合）として算定できます。 |  | 平12老企36第2の2(4)⑤ |
|  | ⑥　訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できませんが、算定していませんか。 | いない・いる該当なし | 平12老企36第2の2(4)⑥ |
|  | ⑦　１人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、１回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所要単位を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12老企36第2の2(4)⑦ |
|  | ※　訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできません。 |  | 平12老企36第2の2(4)⑦ |
|  | ⑧　次のアからオのいずれにも該当する場合に、頻回の訪問介護（前回提供した訪問介護からおおむね２時間の間隔を空けずにサービスを提供するもの）を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注2平12老企36第2の2(5)① |
|  | ア　利用者が次のいずれかに該当すること。　ａ　要介護１又は要介護２の利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの　※「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指します。　ｂ　要介護３、要介護４及び要介護５の利用者であって、「「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について」（平成３年11月18日老健102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）におけるランクＢ以上に該当するもの　※　当該自立度の取扱いについては、「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成５年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）の取扱いに準じます。 |  |
|  | イ　アの要件を満たす利用者を担当する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、１週間のうち５日以上、頻回の訪問を含む２０分未満の身体介護の提供が必要と判断されたものに対して提供される訪問介護であること。 |  |  |
|  | ※　この場合、当該サービス担当者会議については、当該訪問介護の提供日の属する月の前３月の間に１度以上開催され、かつ、サービス提供責任者が参加していなければなりません。 |  |  |
|  | 　　　なお、１週間のうち５日以上の日の計算に当たっては、日中の時間帯のサービスのみに限らず、夜間、深夜及び早朝の時間帯のサービスも含めて差し支えありません。 |  |  |
|  | ウ　２４時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあること。 |  |  |
|  | ※　利用者又はその家族等からの連絡に対応する職員は、営業時間中においては当該事業所の職員が１以上配置されていなければなりませんが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に訪問介護を提供することも差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該訪問介護事業所の職員であって差し支えありません。 |  |  |
|  | エ　次のいずれかに該当すること。 |  |  |
|  | 　ａ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営していること。 |  |  |
|  | 　ｂ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受ける計画を策定していること。 |  |  |
|  | ※　要介護１又は要介護２の利用者に対して提供する場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているものに限ります。 |  |  |
|  | オ　ウ及びエの事項については届出を要し、毎月15日以前の届出の場合は翌月から、16日以降の場合は翌々月から算定を開始するものです。 |  |  |
|  | ※　２０分未満の身体介護中心型については、下限となる所要時間を定めてはいませんが、本時間区分により提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できません。 |  | 平12老企36第2の2(5)② |
|  | ※　いずれの時間帯においても２０分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活援助を行うことは認められない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除きます。）ことに留意してください。 |  |  |
|  | ※　上記⑧により、頻回の訪問を含む２０分未満の身体介護中心型の単位を算定した月における当該利用者に係る１月当たりの訪問介護費は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関するする基準（平成18年厚生労働省告示第126号）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(１)（訪問看護を行わない場合）のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として算定できるものです。 |  | 平12老企36第2の2(5)③ |
|  | 　　頻回の訪問の要件を満たす事業所の利用者であっても、当該月において頻回の訪問を含まない場合は、当該算定上限を適用しません。 |  |  |
|  | 　　頻回の訪問として提供する２０分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合は、当該サービス提供が「頻回の訪問」にあたるものであることについて、居宅サービス計画において、明確に位置付けられていることを要します。 |  |  |
| 60通院等乗降介助 | 利用者の通院等のため、訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という。）を行った場合に1回につき所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注4 |
|  | ※　「通院等乗降介助」を行う場合には、「身体介護中心型」の所定単位数は算定することはできません。算定に当たっては、道路運送法等他の法令等に抵触しないよう留意してください。なお、移送行為そのものすなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費(運賃)は、評価しません。 |  | 平12老企36第2の2(7)① |
|  | ※　片道ごとの算定となります。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできません。 |  | 平12老企36第2の2(7)② |
|  | ※　複数の要介護者に「通院等乗降介助」を行った場合は、乗降時に１人の利用者に対して１対１で介助を行う場合に限りそれぞれ算定できます。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化してください。 |  | 平12老企36第2の2(7)③ |
|  | ※　利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものです。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれます。 |  | 平12老企36第2の2(7)④ |
|  | ※　サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要します。　　　例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となりますが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象となりません。　　　また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象となりません。 |  | 平12老企36第2の2(7)⑤ |
|  | ※　「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定できません。　　　例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「目的地（病院等）に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「身体介護中心型」として算定できません。　　　なお、１人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、１回の「通院等乗降介助」として算定し、訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できません。 |  | 平12老企36第2の2(7)⑥ |
|  | ※　「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の１つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、　ア　通院等に必要であること、その他車両への乗降が必要な理由　イ　利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した者　ウ　総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要があります。 |  | 平12老企36第2の2(7)⑦ |
|  | ※　目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができます。なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算（以下の具体的取な取扱いにおいて「送迎減算」という。）が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できません。 |  | 平12老企36第2の2(7)⑧ |
|  | （具体的な取扱い）ａ　利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 →通所介護事業所と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の２回について、通院等乗降介助を算定できる。ｂ　利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合 →　居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所の間の移送の２回について、通院等乗降介助を算定できる。ｃ　利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数（２か所）の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 →　居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の３回について、通院等乗降介助を算定できる。 |  |  |
|  | ※「通院等乗降介助」と｢身体介護中心型｣の区分　要介護４又は要介護５の利用者に対して、通院等乗降介助の前後に連続して相当の所要時間(２０～３０分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できます（運転時間は算定できません)。　下記のような場合には、「通院等乗降介助」は算定できません。　(例)（乗車の介助の前に連続して）寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。 |  | 平12老企36第2の2(8) |
|  | ※「通院等乗降介助」と通所サービス・短期入所サービスの｢送迎｣の区分　　通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別の事情がない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定することとし（通所サービスは基本単位に包括）、「通院等乗降介助」は算定できません。 |  | 平12老企36第2の2(9) |
| 61同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（総合事業も同様） | ⑴　訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注10令3厚労告72別表1注3 |
| ⑵　指定訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定してますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| ※　「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。　　　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に訪問介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  | 平12老企36第2の2(14)① |
|  | ※　「訪問介護事業所における利用者が同一建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該訪問介護事業所の利用者が２０人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 |  | 平12老企36第2の2(14)②イ |
|  | ※ この場合の「利用者数」は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いることとし、「１月間の利用者の数の平均」は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この「平均利用者数の算定」に当たっては、少数点以下を切り捨ててください。　　 また、当該指定訪問介護事業所が、訪問介護相当サービス（旧指定介護予防訪問介護に相当するもとして市が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、訪問介護相当サービスの利用者を含めて計算することとします。 |  | 平12老企36第2の2(14)②ロ |
|  | ※　当該減算は、訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意する必要があります。　　具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないとされています。 |  | 平12老企36第2の2(14)③ |
|  | （同一敷地内建物等に該当しないものの例）　・　同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合　・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  |  |
|  | ※　①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該訪問介護事業所の訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものです。 |  | 平12老企36第2の2(14)④ |
|  | （同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物の定義）イ　 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業所の利用者が５０人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。ロ　 この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  | 平12老企36第2の2(14)⑤ |
| 62２人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等 | 　別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に２人の訪問介護員等が１人の利用者に対して訪問介護を行ったときは、所定単位数の１００分の２００に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注6 |
| 〔厚生労働大臣が定める要件〕　２人の訪問介護員等がサービスを行うことについて、利用者またはその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき。　ア　利用者の身体的理由により１人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合　イ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合　ウ　その他利用者の状況等から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合 |  | 平27厚労告94第3号 |
|  | ※　上記アの場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、ウの場合としては、例えば、エレベーターのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものです。　　　したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に２人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、算定されません。 |  | 平12老企36第2の2(10) |
|  | ※　なお、通院・外出介助において、１人の訪問介護員等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合には、当該車両を運転するもう１人の訪問介護員等は別に「通院等乗降介助」を算定することはできません。 |  |  |
| ※　居宅サービス計画上及び訪問介護計画上に、その理由(必要性)が記載されている場合のみ算定できます。 |  |  |
| 63早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い | 夜間（午後６時～午後１０時）又は早朝（午前６時～午前８時）に訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の２５に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注7 |
| 　また、深夜（午後１０時～午前６時）に訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の５０に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ※　居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定します。　　なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。 |  | 平12老企36第2の2(11) |
| 64特定事業所加算 | 　特定事業所加算を算定している事業所は以下について点検してください。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注8 |
| ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 |  |
|  | ⑴　特定事業所加算(Ⅰ)　所定単位数の１００分の２０相当の単位数 | □ |  |
| ⑵　特定事業所加算(Ⅱ)　所定単位数の１００分の１０相当の単位数 | □ |
| ⑶　特定事業所加算(Ⅲ)　所定単位数の１００分の１０相当の単位数 | □ |
| ⑷　特定事業所加算(Ⅳ)　所定単位数の１００分の５相当の単位数 | □ |
| ⑸　特定事業所加算(Ⅴ)　所定単位数の１００分の３相当の単位数 | □ |
|  | ②　特定事業所加算(Ⅰ)を加算する場合には、体制要件（イ、ハ～ヘ）、人材要件（イ及びロ）、重度要介護者等対応要件（イ）のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ |
|  | ③　特定事業所加算(Ⅱ)を加算する場合には、体制要件（イ、ハ～ヘ）、人材要件（イ又はロ）のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ロ |
|  | ④　特定事業所加算(Ⅲ)を加算する場合には、体制要件（イ、ハ～ヘ）、重度要介護者等対応要件（イ）のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ハ |
|  | ⑤　特定事業所加算(Ⅳ)を加算する場合には、体制要件（ロ～へ）、人材要件（ハ）、重度要介護者等対応要件（ロ）のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ニ |
|  | ⑥　特定事業所加算(Ⅴ)を加算する場合には、体制要件（イ、ハ～ヘ）、勤続年数要件のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ホ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い〕 |  |  |
| ●体制要件（イ～へ） |  |  |
|  | イ　全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(1) |
|  | ロ　全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ニ(2) |
|  | ※　「訪問介護員等ごとに研修計画を作成」又は「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の2(12)①イ |
|  | ハ　利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(2)(一) |
|  | ※　この場合の「会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければなりません。　なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。　　会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とは、おおむね１月に１回以上開催されている必要があります。また、会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平12老企36第2の2(12)①ロ |
|  | ニ　訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けていますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(2)(二) |
|  | ※　「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。　 ・　利用者のＡＤＬや意欲　 ・　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望　 ・　家族を含む環境　 ・　前回のサービス提供時の状況　 ・　その他サービス提供に当たって必要な事項　　　なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、１日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとします。　　　また、サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとします。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の間での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保してください。 |  | 平12老企36第2の2(12)①ハ |
|  | ※　「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能です。 |  |  |
|  | ※　訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存しなければなりません。 |  |  |
|  | ホ　当該事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(3) |
|  | ※　労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 |  | 平12老企36第2の2(12)①ニ |
|  | ヘ　緊急時等における対応方法が利用者に明示されていますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(4) |
|  | ※　「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとします。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとします。 |  | 平12老企36第2の2(12)①ホ |
|  | ●　人材要件（イ～二） |  |  |
|  | イ　当該事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧１級課程修了者の占める割合が１００分の５０以上となっていますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(5) |
|  | ※　前年度(３月を除く)又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとします。ただし、生活援助従事者研修修了者については、0.5を乗じて算出するものとします。　　なお、介護福祉士又は実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧１級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。　　また、看護師等の資格を有している者については、旧１級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、旧１級課程修了者に含めて差し支えありません。 |  | 平12老企36第2の2(12)②イ |
|  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 |  | 平12老企36第2の2(12)④イ |
| ※　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の2(12)④ロ |
|  | ロ　当該事業所の全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧１級課程修了者となっていますか。ただし、１人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を２名以上配置していること。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(6) |
|  |  |
|  | ※　「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとします。 |  | 平12老企36第2の2(12)②ロ |
|  | ※　なお、上記ただし書については、基準条例第６条第２項の規定により常勤のサービス提供責任者を２人配置することとされている事業所については、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を１人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになりますが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を２人以上配置しなければならないとしているものです。 |  |  |
|  | ハ　基準条例第6条第２項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が２人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置していますか。　　　なお、上記基準は、常勤のサービス提供責任者が２人以下の指定訪問介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置しなければならないこととしているものである。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ニ(3)平12老企36第2の2(12))②ロ |
|  | ※ 看護師等の資格を有する者については、旧１級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、旧１級課程修了者に含めて差し支えありません。 |  |  |
|  | ●　重度要介護者等対応要件（イ～ロ） |  |  |
|  | イ　前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護４又は要介護５である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉法及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為（たんの吸引等）を必要とする者（当該事業所が社会福祉士及び介護福祉法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が１００分の２０以上となっていますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号イ(7) |
|  | ロ　前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が１００分の６０以上となっていますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ニ(4) |
|  | ※　前年度（３月を除く）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数を用いて算出するものとします。 |  | 平12老企36第2の2(12)③ |
|  | ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指すものとします。 |  | 平12老企36第2の2(12)③ |
|  | ※　「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者」とは、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の行為を必要とする利用者を指すものとします。　　また、本要件に係る割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られます。 |  | 平12老企36第2の2(12)③ |
|  | ●　勤続年数要件 |  |  |
|  | 訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上ですか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95第3号ホ(2) |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、令和３年４月における勤続年数７年以上の者とは、令和３年３月31 日時点で勤続年数が７年以上である者をいいます。 |  | 平12老企36第2の2(12)②ハａ |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 |  | 平12老企36第2の2(12)②ハｂ |
|  | 【割合の計算方法】　人材要件のイ及び勤続年数要件の職員の割合並びに重度要介護者等対応要件の利用実人員の割合の計算は、次のように取り扱ってください。 |  |  |
|  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 |  | 平12老企36第2の2(12))④イ |
|  | ※　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の2(12)④ロ |
| 65共生型訪問介護を行う場合 | 　共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数に次に掲げる率を乗じた単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注9 |
| ①　障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合 |  |  |
| 　ア　介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員１級課程又は旧２級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）が訪問介護を提供する場合は、所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(13)①イ |
|  | 　イ　障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する３級課程修了者を含む。））、実務経験を有する者及び旧外出介護研修修了者が訪問介護（旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助（通院等乗降介助を含む。）に限る。）を提供する場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(13)①ロ |
|  | 　※　実務経験を有する者　　　平成18年３月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者 |  |  |
|  | 　※　旧外出介護研修修了者　　　廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、及びこれらの研修課程に相当するものとして知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 |  |  |
|  | 　ウ　重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）が訪問介護を提供する場合（早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限る。）は、所定単位数の１００分の９３に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(13)①ハ |
|  | ②　障害者福祉制度の指定重度訪問介護事業所が要介護高齢者に対して訪問介護を提供する場合は、所定単位数の１００分の９３に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の2(13)② |
|  | ※　障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者及び重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等、①ア以外の者については、65歳に達した日の前日において、これらの研修課程修了者が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供することができます。すなわち、新規の要介護高齢者へのサービス提供はできません。 |  | 平12老企36第2の2(13)③ |
| 66特別地域訪問介護加算（総合事業も同様） | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所（以下「サテライト事業所」という。）が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はサテライト事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注11令3厚労告72別表1注4 |
| 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町※県内対象地域については山梨県ホームページでご確認ください。 |
| 67中山間地域等提供加算（総合事業も同様） | 　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注13令3厚労告72別表1注6 |
| 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町※県内対象地域については山梨県ホームページでご確認ください。 |  |
| ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 |  | 平12老企第36 第2の2(17) |
| 68緊急時訪問介護加算 | 　身体介護中心型について、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者（条例第６条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない訪問介護を緊急に行った場合は、１回につき１００単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1の注14 |
|  | ※　「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない（あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるもの）訪問介護（身体介護中心型に限る）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから２４時間以内に行った場合をいいます。 |  | 平12老企36 第2の2(18)① |
|  | ※　当該加算は、１回の要請につき１回を限度として算定できます。 |  | 平12老企36 第2の2(18)② |
| ※　やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前の連携が図れない場合であって、事後に介護支援専門員によって、当該訪問介護が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能です。 |  | 平12老企36 第2の2(18)③ |
|  | ※　当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断してください。　　なお、介護支援専門員が、実際に行われた訪問介護の内容を考慮して、所要時間を変更することは差し支えありません。 |  | 平12老企36 第2の2(18)④ |
|  | ※　当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、２０分未満であっても、２０分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能です。当該加算の対象となる訪問介護と当該訪問介護の前後に行われた訪問介護の間隔が２時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない。）ものとします。 |  | 平12老企36 第2の2(18)⑤ |
|  | ※　緊急時訪問介護加算の対象となる訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録してください。 |  | 平12老企36 第2の2(18)⑥ |
| 69初回加算（総合事業も同様） | 　新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき２００単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のニ令3厚労告72別表1のチ |
|  | ※　本加算は、利用者が過去２月間に、当該訪問介護事業所から訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものです。その場合の２月間とは、暦月（月の初日から月の末日まで）によるものとします。 |  | 平12老企36 第2の2(19)① |
|  | ※　サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録してください。　　また、この場合において、サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。 |  | 平12老企36 第2の2(19)② |
| 70 | 〔生活機能向上連携加算（Ⅰ）〕 |  |  |
| 生活機能向上連携加算（総合事業も同様） | 　サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、100単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のホ（1）注1令3厚労告72別表1のリ |
|  | ※　加算（Ⅰ）は、理学療法士等が自宅を訪問せずにＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき①の訪問介護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から３月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものです。 |  | 平12老企36 第2の2(20)② |
|  | ①　「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)②イ |
|  | ②　①の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者に助言を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)②イa |
|  | ※　ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握できるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法等を調整するものとします。 |  |  |
|  | ※　この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。（以下同じ。） |  |  |
|  | ③　サービス提供責任者は、②の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①の訪問介護計画の作成を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)②イb |
|  | ※　訪問介護計画には、②の助言内容を記載しなければなりません。 |  |  |
|  | ④　①の訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。　a　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容　b　生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた３月を目途とする達成目標　c　bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標　d　b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①ハ |
|  | ⑤　④のb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①二 |
|  | ※　①の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。 |  | 平12老企36 第2の2(20)①ホ |
|  | 　　　達成目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定 |  |  |
|  | 　　（１月目）訪問介護員等は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 |  |  |
|  | 　　（２月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。　　（３月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）。 |  |  |
|  | ⑥　本加算について、下記のとおり取り扱っていますか。　　　①の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、②の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、①の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定できません。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)②イｃ |
|  | ※　計画作成から３月経過後、目標の設定度合いについて、利用者及び理学療法士等に報告してください。なお、再度、②の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能です。 |  | 平12老企36 第2の2(20)②イｄ |
|  | 〔生活機能向上連携加算（Ⅱ）〕 |  |  |
|  | 　利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき200単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のホ(2)、注2 |
|  | ①　「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①イ |
|  | ②　①の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①ロ |
|  | ※　カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことを言います。 |  |  |
|  | ③　①の訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。　ア　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容　イ　生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた３月を目途とする達成目標　ウ　イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標　エ　イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①ハ |
|  | ④　③のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①二 |
|  | ※　①の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。 |  | 平12老企36 第2の2(20)①ホ |
|  | 　　達成目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定 |  |  |
|  | 　　（１月目）訪問介護員等は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。　　（２月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。　　（３月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。（訪問介護員等は、指定訪問介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。） |  |  |
|  | ⑤　本加算は②の評価に基づき、①の訪問介護計画に基づき提供された初回の指定訪問介護の提供日が属する月以降３月を限度として算定されるものであり、３月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度②の評価に基づき訪問介護計画を見直していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①へ |
|  | ※　当該３月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、３月間は本加算の算定が可能です。 |  |  |
|  | ⑥　本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況及び③のイの達成目標を踏まえた適切な対応を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第2の2(20)①ト |
| 71認知症専門ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定することができません。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のヘ |
|  | (1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　 ３単位 | □ |  |
|  | (2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) 　４単位 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い〕 |  | 平27厚労告95第3の2号イ |
|  | 認知症専門ケア加算(Ⅰ)　　 |  |
|  | ①　事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上ですか。 | はい・いいえ該当なし | 平27厚労告95第3の2号イ(1) |
|  | ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指します。 |  | 平12老企36 第2の2(21)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が２分の１以上の算定方法は、算定日が属する月の前３月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定することとします。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36 第2の2(21)② |
|  | ②　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、当該対象の数が２０人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平27厚労告95第3の2号イ(2) |
|  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成１８年３月３１日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成１８年３月３１日老計第0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 |  | 平12老企36 第2の2(21)③ |
|  | ③　当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平27厚労告95第3の2号イ(3) |
|  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、登録ヘルパーを含めて、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。 |  | 平12老企36 第2の2(21)④ |
|  | 認知症専門ケア加算(Ⅱ)　　 |  |  |
|  | ①　認知症専門ケア加算(Ⅰ)のいずれの算定要件にも適合していますか。　　 具体的な内容は認知症専門ケア加算(Ⅰ)の該当箇所を確認してください。 | はい・いいえ該当なし | 平27厚労告95第3の2号ロ(1) |
|  | ②　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平27厚労告95第3の2号ロ(2) |
|  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 |  | 平12老企36 第2の2(21)⑤ |
|  | ③　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平27厚労告95第3の2号ロ(3) |
| 72介護職員処遇改善加算（総合事業も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間**、**次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のト平27厚労告95第4号令3厚労告72別表1のヌ |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の１３７/１０００ | □ |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の１００/１０００ | □ |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の５５/１０００ | □ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第4号（略） |  |  |
| ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） |  |
|  | 　ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。　イ　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　　（計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付）　ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。　エ　キャリアパス要件等について、次に掲げる要件に基づく算定要件に応じて、介護職員処遇改善計画書に記載して届出をしている。 |  |  |
|  |  |  |
| 　　〔キャリアパス要件Ⅰ〕　　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それらを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 |
|  | 　　〔キャリアパス要件Ⅱ〕　　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びＡ又はＢに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。　　　　Ａ・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　　　　Ｂ・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |  |  |
|  | 　　〔キャリアパス要件Ⅲ〕　　　次の①及び②の全てに適合すること。　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のＡ～Ｃのいずれかに該当する仕組みであること。　　　　　Ａ・・・経験に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　　　Ｂ・・・資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |  |  |
|  | 　　　　　Ｃ・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 　　〔職場環境等要件〕　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。　　①　入職促進に向けた取組　　②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援　　③　両立支援・多様な働き方の推進　　④　腰痛を含む心身の健康管理　　⑤　生産性向上のための業務改善の取組　　⑥　やりがい・働きがいの情勢 |  |  |
|  | ＜各加算の算定要件＞　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。　加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 |  |  |
| 73介護職員等特定処遇改善加算（総合事業も同様） | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のチ平27厚労告95第4の2号令3厚労告72別表1のル |
| ⑴　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の６３/１０００ | □ |  |
|  | ⑵　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の４２/１０００ | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第4号の2（略） |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
|  | 　ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。　イ　介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届出をしている。　　（計画書には必要に応じて就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類等を添付）　ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。　エ　賃金改善以外の要件について、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届出をしている。 |  |  |
|  | 　　〔介護福祉士の配置等要件〕　　　　サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分（訪問介護にあっては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ））を算定していること。 |  |  |
|  | 　　〔処遇改善加算要件〕　　　　介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。　　※　特定処遇改善加算と同時に処遇改善加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含みます。 |  |  |
|  | 　　〔職場環境等要件〕　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。　　※　この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、以下の①から⑥の区分ごとに1以上の取組を行うこと.。介護職員処遇改善加算と当該加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。　　①　入職促進に向けた取組　　②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援　　③　両立支援・多様な働き方の推進　　④　腰痛を含む心身の健康管理　　⑤　生産性向上のための業務改善の取組　　⑥　やりがい・働きがいの情勢 |  |  |
|  | 　　〔見える化要件〕　　　　特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。　　※　具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。なお、当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームぺージを活用する等、外部から見える形で公表すること。　　※　当該要件については、令和３年度は算定要件とはされません。 |  |  |
|  | ＜各特定加算の算定要件＞　特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。　特定加算(Ⅰ)・・・介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。　特定加算（Ⅱ)・・・現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。 |  |  |
| 74介護職員等ベースアップ等支援加算（総合事業も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、イからヘまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のリ平27厚労告95第4の3号令3厚労告72別表1のヲ |
| 　介護職員等ベースアップ等支援加算 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の２４/１０００ | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第4号の3（略） |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。イ　指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている。ウ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ている。エ　当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告している。オ　訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。カ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。 |  |  |
| 75訪問介護のサービス種類相互の算定関係 | 　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問介護費を算定していませんか。 | いない・いる該当なし | 平12厚告19別表1の注15 |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定できます。 |  |  |
| 76訪問介護相当サービスのサービス種類相互の算定関係 | ①　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、訪問介護相当サービス費を算定していませんか。 | いない・いる該当なし | 実施要綱第6第1項第1号令3厚労告72別表1注7 |
| ②　利用者が一の訪問介護相当サービス事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該訪問介護相当サービス事業所以外の訪問介護相当サービス事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は算定していませんか。 | いない・いる該当なし | 令3厚労告72別表1注8 |
| 第８　その他 |
| 77介護サービス情報の報告及び公表 | 　山梨県（介護サービス情報公表システム）へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 | はい・いいえ | 法第115条の35第1項施行規則第140条の44 |